

(事業者向け説明会)

電子契約の導入について

総務課契約検査担当

目次

- ・ 対象となる契約
- ・ 提出が必要な書類
- ・ 事務フロー
- ・ その他ご案内

対象となる契約

令和7年10月1日以降に契約締結を行う※契約

※電子入札の場合、令和7年9月26日指名通知分～

ポイント1

電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨を記載します。

例：本案件は電子契約が可能です。電子契約を希望される場合、落札決定の翌営業日正午までに担当課へ「電子契約利用申出書」をご提出ください。

ポイント2

希望する場合は、従来どおり紙文書での契約も可能です。

電子契約の利用に必要なのはメールアドレスのみです。

対象外となる契約

I. 法令等により電子化できない契約

- (例) ・ 事業用定期借地契約 ・ 農地賃貸借契約
- ・ 企業担保権の設定又は変更契約 ・ 任意後見契約書

II. 学校・園等が発注する契約（請書）

提出が必要な書類

「電子契約利用申出書」の事前提出が必要です。

別記様式（第7条関係）

令和 年 月 日

半田市長 様

申出者
法人名
住 所
連絡先

電子契約利用申出書

以下の案件について、半田市と電子契約サービスを利用した契約締結を希望します。なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1. 契約件名（契約ごとに申出が必要です）

--

2. 契約締結者（電子契約を締結する際の最終的な承認者※1）

役職	
氏名	
メールアドレス	

3. 担当者（契約事務の担当者）

☐ 契約締結者と同じ（以下入力不要）

役職	
氏名	
メールアドレス	

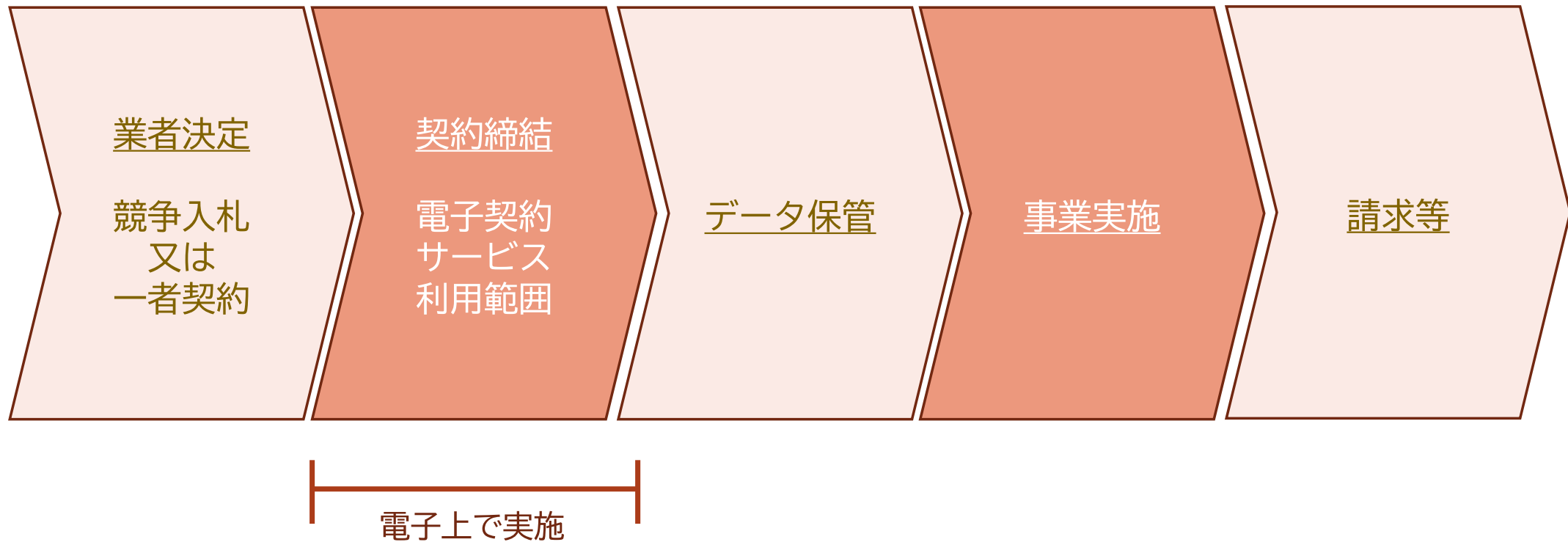
【留意事項】

1. 工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。
2. 本契約は、電子署名付与のタイムスタンプに記録される日時にかかわらず、記載の契約締結日又は契約の始期以降に生じた行為等についても効力を有するものとします。

電子契約を希望する場合は、**落札日の翌日12時まで**に（※入札以外の場合は、発注課の指示する期間までに）**契約締結に利用するメールアドレス等を記載**し、発注課へメール等で提出します。

△法令によっては、電子契約利用の承認が必要な場合があります。発注課ごとに各年度1回以上は提出してください。

電子契約 事務フロー



電子契約 事務フロー

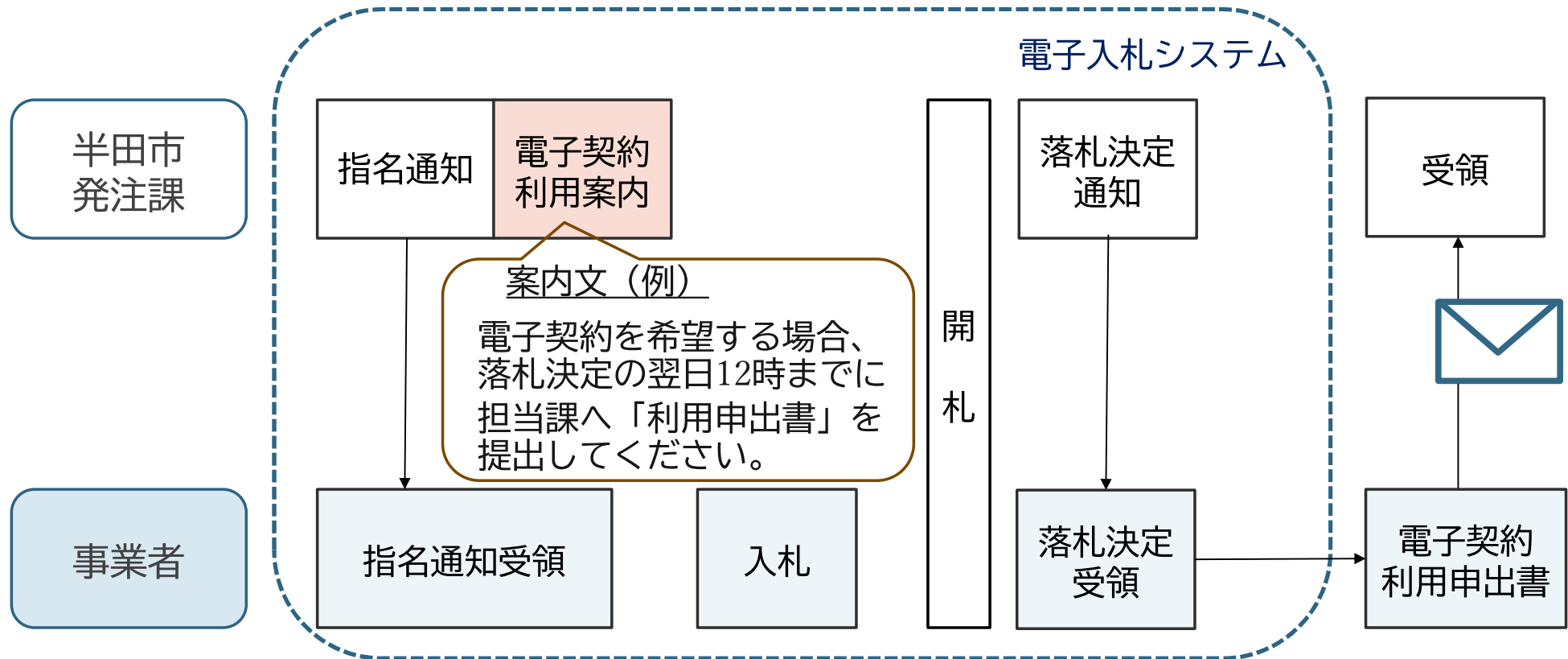
業者決定

契約締結

データ保管

事業実施

請求等



電子契約 事務フロー

業者決定

契約締結

データ保管

事業実施

請求等

半田市
発注課

契約書
PDF
アップロード

確認/
送信



承認依頼(自動)

確認/
承認



承認依頼

確認/
承認

契約締結完了

書類の合意
締結が完了
しました。



完了
連絡

署名済電子契約書PDF

事業者
担当者

事業者
契約権限者

書類の内容に同意して確認を完了してよろしいですか?

キャンセル

同意して確認完了

従来との相違点

訂正印での修正はできません。

電子署名後、契約書PDFを書き換えることはできません。

以下の方法にて訂正をします。

方法①

再作成した契約書で再締結する

方法②

訂正点についての覚書を締結する

契約日・署名欄は入力済です。

契約日及び署名者欄は、事業者と事前に合意し、記載した状態で契約書を作成します。

契約書 特記事項

「本契約は、電子署名付与の日時にかかわらず、記載の契約締結日以降に生じた行為等について効力を有する」

（工事請負契約の場合）後日提出書類について

■電子契約の**対象**となる書類（紙契約時に一緒に製本していたもの）

- ・ 契約書（設計図書類、特記事項、約款 等を含む）

■アップロード**対象外**の書類（契約後に送付いただくもの）

- ・ 施行計画書、工程表
- ・ 内訳明細書
- ・ 現場代理人通知書、免許証の写し
- ・ 施工体制台帳
- ・ （前払金）履行保証証書 など

発注課と相談のうえ
ご提出ください。